

第16号

発行日
2020. 1. 8

Super Highway

JR東労組バス関東本部



JR東労組ホームページ

バス関申
第3号

関東鉄道株式会社への出向に関する緊急申し入れについて
1月7日に団体交渉を行う！②

～1項の続き～

1. 労働条件の概要・内容と今後の考えについて明らかにすること。

制度・取り扱い等について

- (組合) 育児・介護休職制度はあるのか。
 - (会社) 育児・介護休職制度を利用するような状況になれば、出向から戻さざるを得ない。
 - (組合) バス関東にあって、関東鉄道にない制度はあるのか。または、その逆もあるのか。
 - (会社) 関東鉄道には乗務旅費がないが、出向者にはバス関東の基準で支払う。
 - (組合) 36協定に関しては関東鉄道の営業所基準となるのか。
 - (会社) 関東鉄道の基準になる。詳細はまだ把握していない。
 - (組合) 24 控除の取り扱いはどうなるのか。
 - (会社) 取り扱いは変わらない。
 - (組合) 乗務中に事故が発生してしまった場合に自腹で修理をするようなことはないか。
 - (会社) 弁償することはない。
- ・乗務走行距離の取り扱いは関東鉄道に行っても引き継がれる。
・休日勤務は営業所によって誤差はあるが、月2～3日と聞いている。

2. 今受託に伴う出向期間については原則1年とすること。

- (組合) 1年の出向期間中に本人から出向を継続することが難しいと申告があった場合はどうか。
- (会社) 関東鉄道と1年で協議している中で、途中で戻す前提では考えていない。個人的な事情は、状況に応じて考える。基本的には1年間出向していただく方を推薦したい。
- (組合) 1年で本人が戻ると希望した場合は戻れるのか。
- (会社) 延長の場合は、本人に話をし、通常の人事異動と同じため1年延長していただくこともある。
- (組合) 1年の出向期間の終わりが近づいた時に本人希望を聞き尊重していただきたい。本人は生活設計、家庭状況も踏まえて1年の出向期間として行く決意をするのだから希望は尊重するべきだ。
- (会社) 意見交換会を開催していく。本人の事情や希望は聞いていく。尊重となるとそれが前提にはならない。
- (組合) 我々としては尊重すべきとなる。出向をしっかりと担う決意のもと行く。1つのキャリアと前向きな社員もいる。そこも丁寧に把握していただき、本人が納得感あるようにしてもらいたい。
- (会社) モチベーションが低下している中で延長するのは適切ではない。色々な人に経験していただきたい。入れ替えはあり得る。1年延長を希望する方もいると思うので、個別に話をしたい。
- (組合) 出向の延長や短縮は一概にないと考えているが、しっかり本人の意見を尊重していただき、良いものにしていただきたい。
- (会社) 了解。

～③へ続く～